

笠松町C I O補佐官（自治体A I活用アドバイザー）業務委託 仕様書

仕様書番号：第10号

1. 業務名

笠松町C I O補佐官（自治体A I活用アドバイザー）業務委託

2. 業務場所

笠松町役場

※上記実施場所以外での実施については、双方協議の上決定すること。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 目的

笠松町では積極的なDX施策を展開するため、令和7年度より副町長をC I Oとして推進体制を構築し、令和7年度中にDX推進計画の策定や各種DX関連事業の検討を進める予定であるが、特にA I（Artificial Intelligence；人工知能）を導入活用することで職員の業務効率化を進め、人材不足を補うとともに、地域課題の解決・住民サービスの向上を目指している。

そこで、専門的知識を有する受託事業者から、的確な提案や助言を求めるためにC I O補佐官（自治体A I活用アドバイザー）を委託するものである。

5. 業務の内容

（1）A I活用による町DX推進への助言・支援

ア A Iを活用した町のDX施策の推進について、必要な支援を行うこと。

イ 総務省が発行する「自治体におけるA I活用・導入ガイドブック」等を参照し、笠松町A I活用ガイドライン作成やA I導入を補助すること。なお、笠松町A I活用ガイドラインの作成は町が行う。

ウ 各事務事業におけるA I活用方策について、適切な助言等を行うこと。

エ 町の求めに応じて町が主催する会議等に参加し、必要な説明や情報提供等行うこと。

オ 国や他自治体の施策、民間事業者が持つ技術動向等を踏まえ、A Iの活用によるDX推進にかかる新規事業や業務改善などについて、適切な助言等を行うこと。

（2）A I活用によるシステム調達時の助言・支援

ア 町のシステムや業務ネットワークを俯瞰し、業務でのA Iの活用シーンを想定のうえ必要な施策実施及びシステム調達の検討・助言を行うこと。

イ AI導入にあたっては、運用面（AIの利用頻度や追加学習の有無、KPI等を踏まえたうえでの費用対効果）や技術面（精度向上に向けた課題や実現可能性）を踏まえた上で必要な方策の検討・助言を行うこと。

ウ 最新のAI活用によるシステムや先進事例について調査し、必要な方策の検討・助言を行うこと。

（３）人材育成の助言・支援

AI活用により町のDX推進するために町職員に対して研修が必要な場合は、研修実施を提案し、研修を行うこと。

（４）その他の助言・支援

前３項に加えて、提案者がAIを活用した町の自治体DX推進に資すると考える追加業務について提案し、必要な施策の検討・助言を行うこと。

６．委託条件

従事する者は、CIO補佐官（自治体AI活用アドバイザー）に任命する。

７．成果物

（１）自治体AI活用アドバイザー業務報告書

業務実績（月毎に、日付・作業者・従事内容を記載）についての報告書を作成し、提出すること。

（２）AIを活用した自治体DX推進に関する提言書

業務内容に定める助言・支援の内容についての提言内容をまとめ、提出すること。

ア 笠松町AI活用ガイドラインの作成にあたる提言

イ 各事務事業のAI活用方策にあたる提言

ウ AI活用によるシステム調達にあたる提言

エ 上記以外の町のAIを活用した自治体DX推進に資すると考えられる提言

（３）その他

本委託業務により収集・作成した資料について、提出すること。

８．納品時期及び納品形態

（１）７（１）業務報告書については、各月分を翌月の１４日までに提出すること。

（２）７（２）提言書については、令和７年１２月末までに一時報告、令和８年２月末までに最終報告を提出すること。

（３）納品形態は、CD-ROM（正・副各１枚に格納）及び紙（A４版ファイルにとじ込み製本したもの）とすること。

9. その他

- (1) 町の条例、規則等を遵守し、当町の現状を把握した上で積極的に助言、支援を行うこと。
- (2) 着手時に業務スケジュールを提出し、随時、最新版に更新を行うこと。また、進捗状況については、定期的に町に報告するとともにその進め方、手法について協議すること。
- (3) 業務の履行に必要な機器類等は、特別の定めのない限り、受託者の負担とする。町の機器等を使用する場合は、事前に町と協議し、承諾を得ること。
- (4) 原則として再委託は認めないものとする。ただし、合理的な理由があり、事前に文書により町の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 受託者は本契約の履行に当たり、履行中に知り得た情報(個人情報を含む。)を正当な理由なく他に開示し、又は自らの利益のために利用してはならない。契約終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (6) 本仕様による成果物の一切の権利は、本町に帰属し、受託者は、本業務の遂行に必要な場合を除き、町の承諾なく成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。
- (7) 本事業の実施に当たっては、本仕様書のほか労働基準法、雇用保険法、その他関係法令等を遵守すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、町と事前協議を行い、調整を図るものとする